

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

**【氏名】**

古澤嘉朗

**【所属】（助成決定時）**

関西外国語大学外国語学部専任講師（広島大学大学院国際協力研究科修了）

**【研究題目】**

治安部門改革と非国家主体

**【研究の目的】**

治安部門改革（Security Sector Reform: SSR）とは、国内の秩序維持を担う様々な組織を対象とし、その任務遂行能力の向上や体質改善を目指して行われる種々の支援の総称である。例えば、場当たりに個別に国軍や警察に対して支援を行うのではなく、国軍の規模縮小に合わせて警察の規模を拡充し、同時に司法制度に対しても支援をするなど、横の繋がりを意識して「包括的」に支援を行うことを意味する。移行期社会、特に紛争後社会における平和構築活動においてその重要性が指摘されている。従来、SSRに関する議論では、非国家主体は乗り越えるべき課題として位置付けられてきた。その背景にはSSRに関する議論では、国家の本質をある一定の領域の内部で「正当な物理的暴力行使の独占」というマックス・ヴェーバーの定義に表されるような、治安部門の到達すべき状態を実現するための「技術論・処方箋」と位置づけられたからであった。だが、近年、SSRと非国家主体の関係が再検討されつつある。本研究では、ケニアとシエラレオネを事例に、治安部門改革に関連する非国家主体に着目した。

**【研究の内容・方法】**

シエラレオネでは、国連主導のシエラレオネ警察（SLP）を対象とした警察改革支援／治安部門改革は2005年に一区切りを迎えたが、シエラレオネ政府は人口の70%は警察を始めとする公式な司法部門にアクセスできていないという統計を2009年に公表した。そして、そのような状況を受け、2011年、シエラレオネ政府と英国国際開発省はチーフダム警察を対象としたチーフダム警察支援を開始する。シエラレオネではこのチーフダム警察支援に着目した。

ケニアでは、2007年選挙後暴動を受けて、「国家と非国家主体による協力的な制度枠組み」の構築をケニア政府は模索している。その一環として警察の存在が希薄な郊外の対立する民族間においてコミュニティ宣言の締結を促進しており、そのコミュニティ宣言の調整を担当しているのがケニア政府大統領府内に設置されているNational Steering Committee on Peacebuilding and Conflict Managementである。ケニアではこのコミュニティ宣言に着目した。

事実関係や進捗状況を把握するために聞き取り調査をケニア（2月10～17日）とシエラレオネ（2月17～24日）、そしてイギリス（2月24～27日）にて行った。ケニアではNational Steering Committee on Peacebuilding and Conflict Management、シンクタンクのCenter for Human Rights and Policy Studies (CHRPS) や Nairobi Peace Initiative (NPI)、Open Society を表敬訪問し聞き取り調査・情報収集を行い、また Kennedy

Agade Mktu 先生 (United States International University) などの有識者と意見交換を行った。シエラレオネでは、チーフダム警察支援を管轄するシエラレオネ政府 Justice Sector Coordination Office や Ministry of Local Government and Rural Development、その他にもシエラレオネ大学、NGO の West Africa Network for Peacebuilding などを表敬訪問し聞き取り調査・情報収集を行った。英国国際開発省職員や Access to Security and Justice Program に勤めるコンサルタント、シエラレオネ警察高官などとも意見交換を行った。イギリスではシエラレオネでの勤務経験を有する英国国際開発省職員、そしてケント大学名誉教授 AJR Groom 氏と全般に関する意見交換を行った。

### 【結論・考察】

本研究では、シエラレオネとケニアの事例に着目しながら、治安部門改革と非国家主体の関係に着目した。それは言い換えると、①非国家主体による国内秩序維持の実態、そして②「非国家主体による秩序」(前述の①)と「国家による秩序」(治安部門改革)がどのように連動しているのか、その相互作用を解明しようとする試みであった。①に関しては、情報収集を行ったことによって一次資料を入手することもできたので、ある程度把握することはできた。②に関しては、引き続き、調査を続ける必要性を痛感した。シエラレオネのチーフダム警察、ケニアのコミュニティ宣言のように国家ではない、非国家主体による取り組みが少なくともアフリカの国々においては活発であり、それらの取り組みを政府・国際社会が積極的に活用しようとする機運は近年特に顕著になりつつある。だが、中長期的な方向性が不明確である。例えば、ケニアのコミュニティ宣言に関しては、2012年以降に新しい展開がみられる一方で、それは従来のコミュニティ宣言の特徴と矛盾すると理解することもできる。また、シエラレオネにおいてもチーフダム警察支援はイギリスによる支援のもと推し進められているものの、最終的にどう政府内にチーフダム警察が位置付けられるのかという青写真は明らかになっていない。シエラレオネとケニア両国において、今後、どのようにこれらの取り組みが政府内に位置付けられていくことになるのか継続して調査を進めていきたい。